

設備投資をお考えのお客様に

吉泉産業株式会社

中小企業庁より様々な経営サポートが発表されています。
その中で、食品工場を経営される中小企業のお客様向けに「中小企業等経営強化法」、
「生産性向上特別措置法」があり、税制・金融での支援を受ける事が可能です。
弊社機械も、上記制度を利用する際に証明書を提出できる機械がありますので
ご検討ください。計画書の申請、認定等が必要となりますがお得な設備導入制度です。

- ・中小企業等経営強化法 期間；2017年4月1日～2025年3月31日
税制措置 ； 法人税について即時償却又は取得価額の10%の税額免除
必要認定 ； 「経営力向上計画」
- ・生産性向上特別措置法 期間：2018年6月6日～2024年3月31日
税制措置 ； 固定資産税を3年間、全額免除～1/2に軽減（各市長村による）
必要認定 ； 「先端設備導入計画」

【工業会による証明書発行機種】

・スライサー	・洗浄機
YS-3000X II	YS-2120W
YS-7810X	YS-2200 サスケ A
	YS-2210 サスケ B
・前処理機	YS-2240
YS-8040	
YS-8140	・検品コンベア
YS-8300	YS-1140

詳しくは中小企業庁 WEB サイトよりご確認ください。

中小企業等経営強化法 [中小企業庁：経営サポート \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp)

生産性向上特別措置法 [中小企業庁：「生産性向上特別措置法による支援」](#)

工業会発行証明書の条件

- ・設備区分毎に定められた販売開始要件を満たした設備（販売開始時期より10年以内）
- ・指標（経営力・生産性の向上に資する）が、旧モデルと比較して年1%以上の向上が認められる設備

※上記以外の機種でもお問合せ下さい。